

あなたの事業所に**防火管理者**はいますか……。

防火管理制度の原則…… **自らの生命や財産は、自らが守る!!**

防火管理者が必要な**建物**は……

劇場、キャバレー、飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉関係施設など火災が発生した場合、人命に及ぼす危険性が高い施設は、**防火管理者**を置かなければなりません。

➔ 詳しくは、裏面でご確認を!

防火管理者は**消防計画**を作成して

防火管理を実践しましょう。



**従業員をはじめ、建物利用者の安全を守るのは
事業主の責任です!!**

●建物の管理権原者の義務

資格のあるものの中から**防火管理者**を**選任**し、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。また、防火管理者を監督する義務があります。

※ 防火管理者を選任・解任した場合は、消防署への届出が必要です。

●防火管理者の義務

防火管理にかかる**消防計画**を作成し、火気管理や消防設備の維持、消火訓練や避難訓練などの業務を行わなければなりません。

※ 消防計画を作成・変更した場合は、消防署への届出が必要です。

防火管理者の**資格**は……

防火管理上必要な業務を遂行することができる**管理的又は監督的地位**にある方で次の資格が必要です。

★甲種防火対象物の場合

甲種防火管理講習の課程を修了した者

※ 学識経験を有すると認められる場合なども同等の資格となります。

★乙種防火対象物の場合

甲種防火管理講習 または
乙種防火管理講習の課程を修了した者

※ 甲種防火対象物・乙種防火対象物の種別は、裏面でご確認を!

甲府地区広域行政事務組合消防本部

- 査察課 査察企画係 TEL 055-222-1284 (甲府市伊勢三丁目8番23号)
- 中央消防署 査察係 TEL 055-254-9119 (甲府市丸の内一丁目1番19号)
- 南消防署 査察係 TEL 055-233-1499 (甲府市伊勢三丁目8番23号)
- 西消防署 査察係 TEL 055-276-3825 (甲斐市竜王3314番地1)



〈防火対象物と防火管理者の資格区分〉 ※収容人員は、従業員のほか法令で定められた算定方法によります。詳しくは、消防署にお問合せください。

用途	特定用途の防火対象物（※下表「用途区分」を参照）			非特定用途の防火対象物（※下表「用途区分」を参照）	
	(6)項口の施設が入る防火対象物	左記以外			
防火対象物全体の収容人員	10人以上	30人以上		50人以上	
延べ面積	すべて	300㎡以上	300㎡未満	500㎡以上	500㎡未満
	↓	↓	↓	↓	↓
防火対象物区分	甲種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物
資格区分	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

〈テナントの防火管理者の資格区分〉 ※テナント等が入居する場合はこちらをご参照ください。
テナントにおいても防火管理者の選任が必要です！

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	特定用途の防火対象物				非特定用途の防火対象物		すべて
	(6)項口		左記以外				
テナント部分の収容人員	10人以上	10人未満	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

〈消防法上の用途区分〉 ※消防法では、建物の用途を次の(1)項～(16)項に分類しています。

特定用途の防火対象物	(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 / ロ 公会堂又は集会場
	(2)項	イ キャバレー、カフェーなど / ロ 遊技場など / ハ 性風俗関連特殊営業店舗等 / ニ カラオケボックスなど
	(3)項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの / ロ 飲食店
	(4)項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	(5)項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所
	(6)項	イ 病院、診療所など / ロ 特別養護老人ホームなど / ハ 老人福祉施設など / ニ 幼稚園など
	(16)項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が上記の用途に供されているもの
非特定用途の防火対象物	(5)項	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
	(7)項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修大学、各種学校
	(8)項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
	(9)項	ロ 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの以外の公衆浴場
	(10)項	車両の停車場
	(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	(12)項	イ 工場又は作業場 / ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
	(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場 / ロ 飛行場又は回転翼航空機の格納庫
	(14)項	倉庫
	(15)項	(1)項から(14)項までに該当しない事業所
(16)項	ロ (16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	